

設計図書等に対する質問及び回答

業務名 米子市弓浜コミュニティ広場人工芝賃貸借

番号	質問内容	回答
①	弊社にて通常付保しております動産総合保険は、対象物件（人工芝一式）に補償対象となる損害が発生した場合に支払われる保険金額は、保険事故発生した時の契約残高を上限としております。つまり新価ではありません。もし上限を超える費用が発生した場合はどうなるのでしょうか？ その内容の保険では不適合となり、弊社とは契約不可能となるのでしょうか？	本件において付保していただく動産総合保険、その他の損害保険については、人工芝一式に補償対象となる損害が発生した場合に、再調達に要する費用（人工芝工事費一式相当額）を補償できる保険金額（補償限度額）を設定して付保していただくことを要件としています。 従って、保険金額が契約残高を上限とするなど、再調達価格を下回る内容の保険では、本件の付保要件を満たさないものとします。 なお、保険契約の特約等により、上記の付保要件を満たすことができる場合は差し支えありません。付保内容について本件の要件を満たすことができない場合は、契約を締結することができません。
②	弊社が本件落札したと仮定して、貴市との本件契約において、貴市と弊社とサプライヤー（弊社が仕入、工事、メンテナンス等を委託する会社）との3者契約とする事は可能でしょうか？	本件で締結する契約は、人工芝一式を対象とした物件の賃貸借契約であるため、契約は本市と落札者との二者間で締結するものとします。 従って、サプライヤーを本件契約の契約当事者として加えた三者契約とすることはできません。